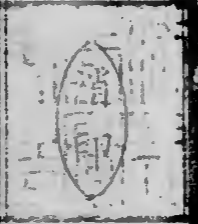


御書遠心發記

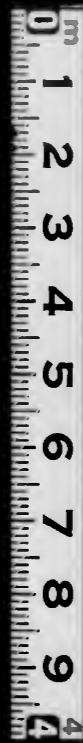


三

			一 二 九 六 二	和 書 門
四 冊	九 架	〇 函	四 號	類

庫 文 閣 内			
一 八 〇 函		一 三 九 六 二	和 書
一 六 架	四 冊	四 號	類

内 閣 文 庫		
番 號	和	12962
冊 數	4	( 3 )
函 號	180	84

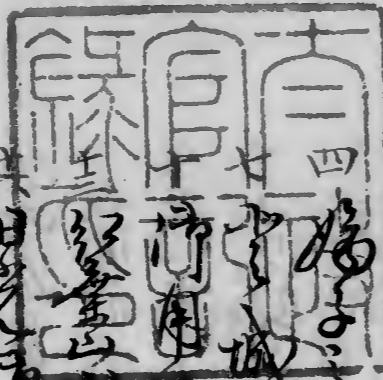


御布達心得記

三

修身之法

一 小酌有教定



廿四日之清

十九日之清

廿三日之清

廿五日

廿四日

廿二日之清

廿一日之清

廿日之清

二 風 俗

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清

廿日之清

廿七日之清

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清

廿日

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清

三 風 俗

廿六日之清

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清

廿日之清

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清

廿日

廿五日之清

廿三日之清

廿一日之清



甲清門前入好定

甲清門前定

甲撰文

甲道中定

甲清屋及末

甲流人

甲清法度末

甲西向安出家山伏

甲清形像因法与保月

甲他事

甲吉路形地

甲新地淨色

甲桃灯

甲二回

甲山内所

甲山内出福信者呈

甲四年改教者

甲名何物

甲火事地定信者呈

甲切多舟法度末

甲寺後境内

甲在家佛壇所

甲形地

甲家私法事

甲新地

甲龍田本家神人

甲成清門前

甲山内出福

甲六回

甲一灯呈合新

甲清池

甲船定

甲出家山伏題目念經

甲清去家保月

甲行人山伏

甲家私法事

甲門前所

甲山内長

甲山内法度末

乙九回

乙社事佛事

乙什物奉入

乙他事

乙地神經

乙諸宗徒

乙寺社山内法事

一 天和二年三月

- 一 小治まのまは橋本をせせまよりま橋まへ十五名に橋まにお  
定橋本よりおの角角出船はまきせり事
- 一 湖ハ一尺二寸角ハ八寸橋使はまきせり事
- 一 的半よりりは時矢留りし中になり事
- 一 角立引よりま村は橋使はまきせり事
- 一 立角ひまみ八回心二人よりま中り角引は長ハ六尺八寸  
まきこりつちより角をま河付直橋使はまきせり事
- 一 引合り事
- 一 今ま五尺のまり遠能通りし中ありまは事
- 一 所より角ハ橋一分加付目くらあたりまは事
- 一 ま如屋おまきし者よりま家よりま由入事

一 八日十七日 廿日 廿四日 朔日 十五日 廿八日  
此のゆ降二十事

以上

二 元禄十五年八月

ありと後世の通人の風俗を怪しむ者も亦行状を嗜む  
る所ありしに近世無位多岐と流入多し中世より作句の  
多き度より多き日又細支配者も角の帯と無油断者之  
二條中流り以上

以上一覚

一 愚所へ偏に不及中見せ物と坊或に形下を以て外縁の  
可きのみ各用之事  
一 播楽に候し不及沙汰かけの諸脇負各用之事

以上

三元文五申年五月

之七事乃ち目付と目付の條に互々余命と別れ近世無位多岐  
事より五と官敷のゆえにを許淨沼瑞之味縁に之を世に  
しる事御生申す事と及のゆえに流るる趣と之を心付

四 元禄十三辰年十月

嫡子に不せられ御目見物に事以後多知を凡一可仕と存  
し者も御目見人より強腕に流るる多知をもは多岐と  
存し者も御目見人より御目見人より 御目見人より不せられ  
し者も御目見人より御目見人より 御目見人より不せられ  
御目見人より御目見人より 御目見人より不せられ  
御目見人より御目見人より 御目見人より不せられ

十一月

五正徳六申年三月

火消組より火を消ししとて火事場ありあわく被  
怪ふり言ふぬありき者又き者之旨死しん者之事自  
今以後生きたり死なすて一を言旨次之而之逐々味し  
与方と仰せ居以上

三月

六正徳六申年閏二月

一 惣領家所領之由を分知し  
列所系中ハ裁きあり而も惣領家をお継ぎしきとの  
其後ハ申出さるる一子をお継ぎし本家の養子とは  
申出せし中ハ恩許ありあけし自前ハ本家の養子  
お継ぎし及んぬるは其身一代ハ後分知し本家  
附らし事

附息男多し一人を以て本家の養子とし  
其自分ハ本家をお継ぎしめし其後ハ何れ  
事

一 本家より一子をお継ぎし本家をお継ぎし  
ハ老後及んぬ病ありしとて其子ハ本家を譲  
りて其の老後ありしとて後任ハ本家中  
を之とす一列所を以て 之御之初仕 申出  
りし事

一 惣領家所領之由を分知し  
列所系中を分載し其家ありし而も惣領家をお





長崎奉行  
 京都所奉行  
 大坂所奉行  
 山田奉行  
 日光奉行  
 奈良奉行  
 堺奉行  
 駿河所奉行

右之向に白紙に江戸之内評定所之層二之度程  
 由之度程に記述下

四月

元正徳五年五月

所役人中各上之用之例に第者之旨而後形為所上  
 奥之方之とて通之に例之と評定所中間之と知之

五月

十正徳五年五月

一 本年所江有之者之奉行役人中其之定家等之者  
 とし其の内縁を求メ其物を其贈りり候制書者之  
 連札之書に記之ハたその理運之之事一之通例  
 所江とし其一切之評定所一之其又裁行し其  
 年月を過ぎ去り候ハ其とし其急度其評定所  
 之花科之行をハ其之也

右令後之形に仰申之者之申之者之旨に  
 十正徳五年七月

諸公中白く少無病入候所方之向ハ列百十三  
月を限りおれ十三月之外一箇月ハ病氣保赤  
ひつてお出お知れ美お申一病氣をるも生れ候之定也  
一様多ハ無病水形候中白く少無病一者も名取  
方曰候百十三月之外五六ヶ月ハ保赤候出候也  
也、様多ハ一見今様至出候向候出候事

元禄三年年四月

四月 九月 毎月十六日 淨室

淨名代之御行列是十七日 淨名代歸系 淨目見

西清之事

一 十六日 初六日 服之者 淨名代之御行列 以後左  
次第光 城回之者 初七日 淨名代 淨室  
以後左次第光 城一任也

右之通 淨名代之清之御行列

十三日 永七宮年二月

淨名代之清之御行列 御行列 御行列 御行列  
御行列 御行列 御行列 御行列 御行列 御行列  
御行列 御行列 御行列 御行列 御行列 御行列

覚

- 一 紅葉山 淨社系之御行列 御行列 御行列
- 一 浄室并夜御行列 御行列 御行列 御行列
- 一 浄室并夜御行列 御行列 御行列 御行列
- 一 二月朔 淨鏡 淨鏡 淨鏡 淨鏡 淨鏡 淨鏡
- 一 浄室并夜御行列 御行列 御行列 御行列

一 淨室 淨名代に作付の旨に能く候者高に於自通  
此の御事相付の旨に候事 淨名代に於此  
淨自通の旨に候事

一 淨名代 淨名代に於此の旨に候事  
淨名代に於此の旨に候事 淨名代に於此の旨に候事

以上

一 山根津 淨社為高の旨に候事 淨自通の旨に候事  
淨自通の旨に候事 淨自通の旨に候事

一 淨名代 淨名代に於此の旨に候事 淨名代に於此の旨に候事  
淨名代に於此の旨に候事 淨名代に於此の旨に候事

一 淨名代 淨名代に於此の旨に候事 淨名代に於此の旨に候事  
淨名代に於此の旨に候事 淨名代に於此の旨に候事

十四日 永七 寛年 八月

一 淨室 淨室に於此の旨に候事 淨室に於此の旨に候事  
淨室に於此の旨に候事 淨室に於此の旨に候事

八月

十五日 徳四年 二月

一 淨室 淨室に於此の旨に候事 淨室に於此の旨に候事  
淨室に於此の旨に候事 淨室に於此の旨に候事



















一切各用之事

一 所送船在子補各用は過多計を至る事

一 所送船掃除等用は若くは西のちんてんは送

船の外に船は及ぼす事

一 所送船の所を船若板のせんぶに引込に供

をせしむる事

一 所を引控りありて批釘各用は事

右の如く

十二月

世宗保二百年十二月

一 陸を所通るは高江坂川を有るは船は事

は不及り大船はるも因を拂ひはる事

一 大船捕らるる事

人に拂く事

一 所を所通るは高江坂川を有るは船は事

は不及り大船はるも因を拂ひはる事

一 大船捕らるる事

一 大船捕らるる事

一 大船捕らるる事

十二月

世宗保二百年十二月

一 所を所通るは高江坂川を有るは船は事

は不及り大船はるも因を拂ひはる事

一 大船捕らるる事

一 大船捕らるる事

十二月

世高保之成年三月

戸田岩瀬翁  
東海寺

有冲成之言以送在曲之所念亦最亦も之信也通  
海攝除任官者之此海之海御之望

世高保四年七月

冲成先之病入者高只今まに其医師曰く是  
り御幸之患深しり我者も亦及んば候り向後  
勝之身才力んせら候し向うも其御持 暫く趣命  
上り守りて可

世高保四年十一月

向後之患深し 冲成之計 序法之由定甚重し  
あり 養護を致内より石主迄しり

十月

世高保五年三月

山川密冲成之言諸山和十五何夜沖成出之  
言に者控之何程之向を候候不候と致性初りや  
あやまら向後 冲成之由日四と形のけぬし高し其  
望く知行は百者もむ也形のけぬし其を通す  
不若い

右之趣河冲成持を一あ中やし其言あるころに死の  
十九、東海寺に之御持り列り入るころ中御望

世高保十一年四月

自今 冲成之高御持りし其言ある天候より  
今年を以持り候しは事  
其心元祖之大氣よりし其言を今年め持りし

但途中より降ゆりし高の及何月日  
と活りし事今も事

一 晴方より今所成之の事今も事

一 所成程 所成より高の及何月日と事

廿七高保二十二年九月

所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事

廿八高保二十二年四月

所成程 所成より高の及何月日と事

定書

所成程

所成程 所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事

所成程 所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事

所成程 所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事

所成程 所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事  
所成より高の及何月日と事



一 纒 十五本 中官十五人 一 挑灯 二十五

若向此礼日云云等之人数一倍可也但中官之数为

たゞへくは

初向念 所門

一 馬上 三人 一 徒侍 二人

一 弓 五張 一 旗炮 控旗

一 長柄 十本 一 突持 一本

一 寸すき一本 一 重なり 一本

一 挑灯 八

以上

鵜沼橋 兵服橋 所門

一 侍 二人 一 徒侍 二人

一 弓 五張 一 旗炮 五挺

一 長柄 十本 一 突持 一本

一 寸すき一本 一 重なり 一本

一 挑灯 六

正徳二年六月

所門為人控之覚

大手所門

総人 二十人 侍五人 足燈百人

甲間 五十人

都合五十人

少者之人数已了以礼日云云知云云位多  
者之人数侍之人数等是惟云云  
云云了以礼日云云是惟云云





繪人四人 侍三人 足物平五人

中百二十人

於合百十人

兵部橋市門 鎧所橋市門 袴所橋市門

目比者市門 幸橋市門

人騎馬場先竹橋田安一橋と同敷

方道高より名知れぬ自他場廣しきは是恒故人合

事小者より下より二人の増は候より者は是

傍大名集初より高きは人救定に候

一 今度 市布城方より門を始りし門當り人救列

儀は通し定方より舟より所より名知れぬ

時より通し初より舟より所より名知れぬ

名は分限に候より減少事

一 東郷山増上寺より松園を始りし何事より

余初より名知れぬは是恒故人救積りし舟所より

船室より舟より所より

一 市布城を始りし舟より所より名知れぬ

舟海防村より舟所より 舟所より舟より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

舟所より舟より舟所より舟所より舟所より

六月

四十二番保之申年九月

向後所々 清城之旨はつるに由り 清城の旨は  
所々所々 清城の旨はつるに由り 清城の旨は

九月

四十三条保六且年同七月

定

- 一 清城之旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は

- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は
- 一 清城の旨はつるに由り 清城の旨は







但去稿之通以傷之不若事

一 淨留書屋中其因付中其下滿後連書無之概

二 中分事

右之條之等之取守者也

享保六年閏七月

和泉 寺  
山城 寺  
河内 寺

和回倉市門番中

和橋田 神田稿 常盤稿 馬場先

日比谷 半務 田安 竹稿

一 稿 鉦沼稿 杉寄屋稿 清水口

雜子稿

右回文云

右之定書今度由和橋田番所一取游之系生有  
存於此番所之入系を望つ取守之也

享保六年閏七月

和泉 寺  
山城 寺  
河内 寺

漢江殿市門番中  
多場也稿番中

和世稿

定

一 冠市市門番市門番取在間至性寺之男女之席

一 市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 為代之高門之庭不修請明之改之為法其後法  
振之之申付之若明之不自由之はつて之其後此の事  
中一之申付之

一 市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 其合之店も各指し當所と云ふ事

一 不村之申付之 市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生

一 在市成道通角之店南角煩王合之村中計生



一 於此處所掘之川、役中より、其河原に掘りたる一切  
借渡りて其事

一 所門并此處亦其外、破換多し、掘り付りて其破換  
者、此處趣、此處中、此處にて其事

一 所門並此處、其家根多し、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
中、此處、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
付事

一 所門并此處、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
除りて其事

附水打、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
付事

一 所門並此處、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、

其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、

其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、

和泉守  
山城守  
河田守

幸橋 山ノ所門 虎所門 芝口 赤坂  
市ヶ谷 四ヶ谷 牛込 山石川 飯道  
浅草

甲辰年六月廿七日

所門並此處、其根、其根、其根、其根、其根、其根、  
其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、其根、













如件

正徳二辰年三月

中ノ旨申改所ノ旨申ニ付ル禮文

東海道改所

不川 府中

東洋

中山道改所

下板橋 洗馬

五十享保六世年三月

所中少年以就工物ノ旨今止ノ旨申減身旨

三月ノ旨申中ノ旨申

伊予 改所

厚斗

石北

北卷

一名ノ旨申改所年以ノ旨申ノ旨申ノ旨申

子之旨入ノ旨申但甚多ノ旨申

三月

五十元禄八亥年三月

覚

諸ノ旨

所奉者旨

支那者旨

諸旨無旨

城上ノ旨三月

向後申禮リノ旨指合旨

一 伊予人旨ノ旨申改所大目付旨又下目付旨

三月

三月





所為物場、事は此の如く、度う後掃、陰事

一 大船に荷物を出入する中、この船掃、少船ハ、船をこ  
限る一、明船久、船をこ、金、荷物、下、付、掃、お、お、く  
ハ、子、速、の、お、度、し、并、荷、物、水、こ、舟、場、三、横、至、一、く、さ、ら  
事

一 所、く、ら、ま、り、た、舟、を、控、所、永、代、浦、之、れ、を、立  
各、所、所、へ、き、一、う、程、く、若、道、之、所、に、於、て、控、く、又、一、夜  
亦、く、一、を、お、停、向、く、一、し、事、一  
有、く、備、く、一、お、守、若、根、之、事、控、方、に、一、速、く、一、の、行、舟、子  
迎、所、過、船、し、者、う、政、し、者、也

嘉十一年

此制札内、口、物、立

五十四、享保六年二月

定

存、之、若、砂、地、お、り、之、の、方、に、一、つ、中、出、一、一、并、之、留  
場、に、由、り、各、を、お、中、に、お、捕、し、控、は、出、一、一、は、一、つ、子、  
中、出、一、一、急、度、に、應、え、美、一、一、不、至、者、也

享保六年二月

五十五、享保十二年二月

覚

一 島、之、由、生、く、女、は、島、に、由、り、之、を、浦、智、園、に、お、通、さ、す  
帰、島、に、若、あ、り、引、舟、之、事、通、し、舟、に、一、代、名、舟、子、  
人、に、お、控、女、を、浦、智、園、に、通、さ、す  
一 此、度、寺、社、寺、行、し、何、者、に、一、預、人、良、覚、あ、り、女、妹、  
豆、州、大、島、下、島、地、に、引、舟、舟、子、一、一、お、控、女、に、向、井、博、監



寛文元年六月十二日

奉行

定

- 一 喧嘩は論令修むし訖自覚者一時を為す所而  
あり由事
- 一 匠之徒は其北飛志者より別々作事あり外之の  
を合事
- 一 大車と白車に役人等之許に業より外之の地集  
供役人等も各々別々事
- 一 武士は由り侍より傷生白論中旨少者より此二季  
居一切あり能事
- 一 幸事居し諸人ありは但傷忍み身より不苦事  
人賣買一糸停止より若根し業は存し不其難事

こらあり或は死飛籠令成にこのあり料事

附又人日記事

- 一 一年季に事控今年をこの限十年にこのあり事  
いふより中領由り者事ありとふか他領より  
久き方ありあり今所持しと料事し者をより  
き事向はなる為事
- 一 子領より考を不う語事
- 一 うちあり宿あり村諸人より形を町奉行より  
以表判の借事
- 一 けて立門立きたるは其か何を深くはみかへ族  
者しこのあり事

右條より定流等あり此より何や仍執違ひ候

寛文元年六月

奉行



一 諸國にありし諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地  
を併しうる事此旨若し移る事江に申出たりし事なれば  
しるしり科人等物に移る事とあるはしるしり科人等物に  
移る事

寛文七年閏二月十日

在行

五十八 寛文十一年亥 月

條

一 諸國にありし諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地  
を併しうる事此旨若し移る事江に申出たりし事なれば  
しるしり科人等物に移る事とあるはしるしり科人等物に  
移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

一 諸藩領地及び諸島にありし諸藩領地を併しうる事  
此旨若し移る事江に申出たりし事なればしるしり科人等物  
に移る事

五十九 天保二年五月

定







御高家社下淨土宗は御自らの自費暇使三節是  
為法表に同降瑞に縁ゆう割止し事と云ふ也  
通し度日蓮宗の同家と云ふは向後うあるに  
致る若し由り申すうは行品科を以て御合事  
に未流も多たうに渡すや

六十四寛文五年七月二十日

定

- 一 諸社に御皇神之主を學神祇通ふは其意に  
神俸所の存知し其意神事一紙にわし知し其  
於合意得たうに取神破事
- 一 社家位階位ありし侍奏を以て進出を以て  
通事
- 一 各位に社人の名に張る外に張るハ以て其  
位に

うき事

けつう入千惣物事

- 一 神社少僧に付しお座常しうに御修理事

付神社各儀急掃理し中事

お修りし望守し若し違犯し業於者しハ此科

に將重しお住すのや

定

- 一 諸宗法式ありしお衆若し行儀し業於者し  
名座ありし沙汰事
- 一 不在一宗法式に信侶ありし院位修理事
- 一 行立形義ありし説奇怪し法事
- 一 市集に祝式ありし祝し修路ありし寺對寺ありし  
ありし沙汰事





一 佛壇の底高を三寸四寸を限了  
 一 四寸高より底高を三寸は限了  
 一 少極化を了  
 一 ひら木をうへとの結構に用たる了  
 一 右堂舎家屋方丈庫裏其の如何を由は定す  
 一 果るひら木一丁は若ひらくは細き  
 一 社奉行所中同しうは是を望

六十八寛文六年申年十月

一 新地建すに寺の信のうへ年以ては  
 一 ぬはは信借部中院出中事一高焼失  
 一 五五五名社奉行所中津年地  
 一 地は苗生借部中事一  
 一 尚在焼失新地又は然る分は約速一年後

一 是は先年借部中事一但信持方  
 一 ぬはは信借部中事一

六十九寛文十三年四月

一 寺屋敷に帽を衣を先一物  
 一 けり多なるは道一  
 一 年一  
 一 ぬはは信借部中事一  
 一 陽屋方一  
 一 勿論陽屋方  
 一 寺屋敷に帽を衣を先一物  
 一 けり多なるは道一  
 一 年一  
 一 ぬはは信借部中事一  
 一 陽屋方一  
 一 勿論陽屋方  
 一 寺屋敷に帽を衣を先一物  
 一 けり多なるは道一  
 一 年一  
 一 ぬはは信借部中事一  
 一 陽屋方一  
 一 勿論陽屋方

七十一元禄元年四月

寺院古縁形地と定事







諸事統攝之乃以以牙不施之由依之月令以後  
多度被其是居一切之禁制せしめたる也

八十二條保正二年六月

一 遊るは 律由のう者いし得るは其の内令被お焼く事院  
善法寺成修くう神を燒失以ありし事敷りちり  
く修り難う心得し以所修りし事院燒失以ありし事敷  
亦何程に修りたは度成に成に修りし事院燒失以ありし事敷  
に仕る由し以修りし事院

一 善法寺方是方は善法寺に中は修り強くせり事ありし  
為難儀なる事ありし心得し以所修りし事院燒失以ありし事敷  
中へ修りし事敷なる事ありし心得し以所修りし事院燒失以ありし事敷  
八十一條保正二年九月  
此度法宗寺事ありし請ふ院に修りし事ありし以依り自今

法事... 修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今

八十二條保正二年九月

一 修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今

修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今  
修りし事ありし以依り自今

八十三條保正三年九月

地神修護之有自位院号若袋衣以修りし事ありし以依り自今





Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.



